

## 【翻訳】

日本におけるマイノリティの権利保護上の問題に関する報告  
A Report on Problems in the Protection of Minority Rights in Japan岩間暁子<sup>†</sup>, ユ・ヒョジョン<sup>††</sup>, 木村護郎クリストフ<sup>†††</sup>

## 1 はじめに

わたしたちは2003年以来、日本、韓国、中国、ドイツ、アメリカ、ソ連・ロシア、デンマーク、スウェーデン、国際連盟・国際連合などにおけるマイノリティ概念と各国においてマイノリティとみなされる集団を対象とした政策に関する比較研究を行ってきた（岩間・ユ 2007a；岩間・ユ 2014a；Iwama and Yu 2014b；Yu and Iwama 2014；Kimura 2020）。

これまでのわたしたちの研究成果に依拠し、このレポートでは、「自由権規約第27条」「1992年マイノリティ権利宣言」などで定められているマイノリティの人権保障をおこなうにあたって、日本には二つの大きな問題があることを示す。

第一に、「自由権規約第27条」「人種差別撤廃条約」の公定訳、人種差別撤廃条約委員会からの「総括所見」の日本政府による仮訳には、「マイノリティ」「ナショナル」「エスニック」といった原語を中心に致命的な誤訳が散見される（岩間・ユ 2007b）<sup>1)</sup>。これらの意味をなさない公定訳や仮訳が研究者や弁護士のなかにも定着してしまっている。なお、「1992年マイノリティ権利宣言」については仮訳すら日本政府が発表していないこともあり、この宣言の存在自体、ほとんど知られていない（岩間・ユ 2007b）。

第二に、こうした公定訳や仮訳の致命的な誤訳によって、日本では国連が定めてきた「マイノリティとはナショナル、エスニック、宗教的または言語的な面で数が少ない集団である」というマイノリティ概念が正しく理解されておらず、障害者やLGBT、ホームレス、女性などの権力のない差別された人々をさすことばとして市民社会にも広まっている（岩間 2007）。つまり、「ナショナル、エスニック、宗教的、言語的特性」や「数の少なさ」といった重要な要素は日本社会における「マイノリティ」概念では相対的に軽視されており（岩間・ユ 2007b；Iwama and Yu 2014b；Yu and Iwama 2014c）、マイノリティが国際人権条約に準拠してマイノリティとしての権利を主張すること自体が極めて困難な状況が続いている。

2節では、国連マイノリティ問題特別報告者（UN Special Rapporteur on Minority Issues）である Dr. Fernand de Varennes が呼びかけた「Categories of Minorities, Call for Submissions by 31 May 2020」（<http://www.linguistic-rights.org/un/#call>）のなかで示された5つの質問に沿って、日本のマイ

<sup>†</sup> 元・立教大学社会学部教授

<sup>††</sup> 元・和光大学現代人間学部教授 h-yu@wako.ac.jp

<sup>†††</sup> 上智大学外国語学部教授 g-kimura@sophia.ac.jp

ノリティ問題を説明する。

3節では、日本の問題を踏まえ、国連での今後の作業で検討していただきたい4つの留意点を示す。

## 2 5つの質問に対する見解

2.1 “Please provide information on the significance of and the distinction used for the four categories of minorities (national or ethnic, religious and linguistic) by your Government or Organisation. Please provide examples of national legislation or policies on the matter, if any.”  
(Call for Submissions, question 1)

(あなたの国あるいは組織による、マイノリティの4つのカテゴリー（ナショナル、エスニック、宗教的そして言語的）に関する重要性および区別についての情報提供をお願いしたい。また、もし存在するのであれば、この点に関する国の法律あるいは政策を例示していただきたい。)

### A. The Significance of and the distinction used for the four categories of minorities (マイノリティの4つのカテゴリーの重要性や区別について)

#### A.1. 概観

日本のマイノリティ概念において4つのカテゴリーは相対的に重視されておらず、「マイノリティ」ということばは障害者、LGBT、ホームレス、女性、部落の人々などの権力が乏しく差別された弱者を意味することばとして一般に理解されている(岩間 2007)<sup>2)</sup>。また、「ナショナル・マイノリティ」については、ことばそのものがほとんど知られていないうえ、「ナショナル」と「エスニック」の区別は研究者や弁護士、NGO関係者のなかでも正確には理解されていない(岩間・ユ 2007b)。

国連のマイノリティ概念と照らし合わせればマイノリティとみなされるであろう在日コリアン、沖縄の人々などがマイノリティの権利を求めても政府は当事者の声を聴こうとする努力をほとんどせず、事実上、無視してきた。このような政府のマイノリティの権利保障に対する消極的な姿勢は、人種差別撤廃条約委員会による「総括所見」のなかで繰り返し批判されてきた (CERD/C/58/CRP; CERD/C/JPN/CO/3-6; CERD/C/JPN/CO/7-9; CERD/C/JPN/CO/10-11)。

国連のマイノリティ概念が日本社会で受容されない一つの大きな要因として、「自由権規約第27条」の公定訳には、「マイノリティ」「ナショナル」「エスニック」の日本語訳を中心に致命的な誤訳が散見され、日本語としてまったく意味をなさなくなっているという問題がある<sup>3)</sup>。例えば、ナショナルとエスニックの日本語訳は、それぞれのことばの意味や含意を無視した日本語訳が一貫性を欠く形であてられているために、日本語として意味をなさない。人種差別撤廃条約の公定訳と人種差別撤廃条約委員会の「総括所見」の日本政府による仮訳にも同じような問題が見られる。

現在、日本が批准している国際条約のなかでマイノリティの権利保障にかかわる条約は、①自由権規約、②社会権規約、③人種差別撤廃条約、④子どもの権利条約、⑤ユネスコの教育における差別禁止条

約の5つである。Henrard and Dunbar (2008)の整理に従うと、①はマイノリティに固有の政策・条項・制度であるのに対し、②～⑤はそうではないものの、マイノリティの保護にも貢献する条約である。

以下では、マイノリティ保護を直接扱っている①と、エスニック・マイノリティの保護を中心に扱う③を取り上げ、マイノリティ保護における日本の法制度上の問題を指摘する。

## A.2. 「自由権規約第27条」の誤訳

1966年の第21回国連総会で採択され、1976年に発効した「市民的及び政治的権利に関する国際規約 (International Covenant on Civil and Political Rights, ICCPR)」を日本政府が批准したのは1979年だったが、当時、日本はインドシナ難民の定住を認めなかったことに対して厳しい国際的非難を受けた直後だった。こうした外的圧力のなか、日本は1978年に難民の定住を認めた。

マイノリティの権利保護は第27条で定められているが、日本語の公定訳は、全体として全く意味をなさない。日本語の公定訳を英語に逆翻訳 (back-translation) した以下の文章から明らかなように、ここには3つの大きな問題がある (岩間・ユ 2007b: 9-12)。

### ○日本語訳

「種族的、宗教的又は言語的少数民族が存在する国において、当該少数民族に属する者は、その集団の他の構成員とともに自己の文化を享有し、自己の宗教を信仰しかつ実践し又は自己の言語を使用する権利を否定されない。」

### ○日本語訳からの逆翻訳

In those States in which tribal, religious, or linguistic ethnic minorities exist, individuals belonging to such ethnic minorities are not denied the right, in community with the other members of their group, to be entitled to enjoy their own culture, to profess and practise their own religion, or to use their own language.

### ○正文 (Article 27)

“In those States in which ethnic, religious or linguistic minorities exist, persons belonging to such minorities shall not be denied the right, in community with the other members of their group, to enjoy their own culture, to profess and practise their own religion, or to use their own language.”

これらを比較すると、次の3つの致命的な誤訳が明らかとなる。第一に、英語の正文のマイノリティということばは、「ethnic minority」を意味する「少数民族」という日本語に訳されている。この誤訳によって、権利の対象者は、少数民族のなかで「種族的」「宗教的」「言語的」な面で区別される少数民族のみに限定されてしまっている。少数民族ではない宗教的マイノリティや言語的マイノリティは保護の対象外になっている。さらに、「種族的少数民族」ということばの意味も不明である。

第二に、正文の「ethnic」には一般的に「民族的」という日本語があてられるにもかかわらず、公定訳では英語の「tribal」に相当する「種族的」があてられているため、「民族」のなかの下位集団という相対的に小さな集団に限定される恐れが高い。一般的に「種族」という日本語には「遅れている、未開（文明化されていない）である、停滞した文化をもっている、などの負のイメージ」が与えられており（スチュアート 2002: 79）、この点でも問題がある。

これらの二つの誤訳によって、第27条の下でマイノリティの権利が与えられるのは誰かに関する誤った理解が生み出されている。つまり、第27条の下で誰が守られるべきなのかを理解することは極めて困難であり、マイノリティが自らの権利を主張することは極めて難しい。

第三に、正文の「権利を否定されてはならない」と比べて、日本語では「権利を否定されない」というより消極的な表現にとどまっている。

以上から明らかなように、正文で示されている第27条の考えは正確には訳されておらず、ここには日本政府のマイノリティ問題に対する消極的な姿勢が反映されているように見受けられる。

### A.3. 「人種差別撤廃条約」の誤訳

「人種差別撤廃条約」は、1965年の第20回国連総会で採択され、1969年に発効したが、日本が加入したのは1995年と遅く、146カ国目の締結国だった。日本がこの時期に加入した主な理由として、日本と同様にそれまで加入していなかったアメリカが1994年に加入を決めたことによって先進国で唯一加入していない事態を回避したいという判断と、当時の首相だった村山富市は人権や差別問題に関心を寄せる社会党党首だったことが挙げられる（岡本 2005: 22-29）。

この公定訳にもICCPRの「ethnic」と「national」をめぐる翻訳上の問題が存在する<sup>4)</sup>。まず、「ethnic」についてはICCPRの第27条と同様に、「種族的」という訳語があてられている。例えば、「ethnic origin」には「種族的出身」という日本語があてられているが、これを英語にback-translationすると「tribal origin」になり、正文の意味が反映されていないことがわかる。

第二に、前文にある「national origin」には、「世界人権宣言」の政府仮訳と同じく「国民的出身」という日本語があてられているが、この訳の意味は全く意味をなさない。「国民的」という日本語は、基本的には英語の「national」に対応するが、代表的な英和辞典である『ジーニアス英和辞典 第5版』（南出 2014）の「national」の説明のなかで「a national hero（国民的英雄）」「a matter of national concern（国民的関心事）」「国民的行事（a national event）」という例示から確認できるように、「国民的」という日本語訳では正文のnational originの意味を伝えることはできない。第1条と第5条にも同様の日本語訳の問題がある。この条約の趣旨を考えるならば、英語の正文の「race, colour, descent, or national or ethnic origin」の中の「national or ethnic」は「民族的若しくは種族的」ではなく、ただ「民族的」と訳されるべきである。日本語の「民族」は英語の「national or ethnic」が指し示す人々を包括するからである。

## B. Examples of national legislation or policies on the matter (この問題に関する国家的な法律や政策の例)

日本にはマイノリティということばが含まれた法律はなく、マイノリティの人権保障を目的とした法律も存在しない。また、東アジアには地域(regional)レベルでマイノリティの権利を保障するシステムも存在しない。したがって、マイノリティとしての権利擁護を求める日本国内のマイノリティ集団は、日本が批准した国連の条約の枠組みに訴える方法しかない。

2.2 “Please identify your understanding of the scope of rights of persons belonging to minorities from the four categories of beneficiaries under UN instruments, and particularly the scope and nature of rights each category can claim. Please, also provide any statement made to UN bodies or other information on how your Government or Organisation understands the United Nations' approach(es) to the four categories of minorities under the UN human rights system.” (Call for Submissions, question 2)

(国連の政策のもとにおける受益者の4つのカテゴリーから、マイノリティに属する人々の権利の射程、とりわけ、各カテゴリーが主張できる権利の射程と性質に関するあなたの理解を明らかにしてほしい。また、国連の人権システムのもとにおけるマイノリティの4つのカテゴリーに対する国連のアプローチをあなたの政府あるいは組織がどのように理解しているのか、に関して国連機関に対してなされたいかなる声明あるいはほかの情報でも提供していただきたい。)

致命的な誤訳のために日本語として意味をなさない「自由権規約第27条」や「人種差別撤廃条約」の公定訳を日本政府が数十年も放置し、これらが依然として外務省のウェブサイトに掲載され続けている。この事実が示しているように、日本政府は国連が定める4つのカテゴリーの区別に基づくマイノリティ概念、マイノリティに認められている権利の範囲と性質、マイノリティの権利保護の重要性、これらの役割を批准した政府が果たすべき役割を理解していない。また、「自由権規約」や「人種差別撤廃条約」と照らし合わせて、誰がマイノリティに相当するののかの検討もおこなっていない。当然のことながら、日本政府は市民に対してマイノリティの権利についての啓蒙も怠ってきた。

日本政府がマイノリティ問題に真摯に取り組んでこなかったことは、以下の事実から確認できる。まず、(1) 2年に一度の提出を義務づけられている「報告書」の提出を初回から遅延し、二回あるいは三回分をまとめて提出するという遅延が常態化しており、(2) 毎回の「総括所見」で出される「勧告」に真摯に対応しておらず (CERD/C/58/CRP; CERD/C/JPN/CO/3-6; CERD/C/JPN/CO/7-9; CERD/C/JPN/CO/10-11)、(3) 「人種差別撤廃条約」で定められている、罰則を伴った人種差別の禁止を定めた包括的な法律を制定していない (人種差別撤廃条約委員会はエスニック・マイノリティに対する差別を繰り返し懸念してきたにもかかわらず)。

(2) に関しては、人種差別撤廃条約委員会は、日本政府の人種的民族的差別への対応を厳しく批判してきた。このことは、「第7回・第8回・第9回政府報告に関する人種差別撤廃委員会の総括所見」(2014年)

のなかで明確に示されている。次のような問題が指摘されている：①2013年の日本政府が作成したフォローアップ文書は、前回の報告書に対する人種差別撤廃条約委員会の2010年の最終所見 (concluding observations in its report)への言及がほとんどないこと、②民族構成を示すデータが欠如していること、③人種差別の定義の欠如、④人種差別を禁止する具体的包括的な法の欠如、⑤パリ原則(1993)に準拠した人種差別を扱う人権機構の欠如、⑥外国人やマイノリティ、とりわけ朝鮮人に対するヘイト・スピーチの流布に対して適切な操作と起訴がされていない。

②から⑤は条約を遵守するために不可欠な条件と考えられるが、改善はなされていない。最新の「第10回・第11回政府報告に関する人種差別撤廃条約委員会の総括所見」(2018年)でも、同じ指摘を受けている<sup>5)</sup>。

(3)に関しては、差別に直面しているほかの人々と比べると、ナショナル、エスニック、宗教的、言語的マイノリティの存在を認めることに対する日本政府の消極的な姿勢は際立っている。ジェンダー平等については、1979年成立の「女性差別撤廃条約」を1985年に批准した後、1999年に「男女共同参画社会基本法」が制定された。障害者については、2006年成立の「障がい者権利条約」を2013年に批准するに先立ち、手話を言語とみなす節を含めた「障がい者基本法」の改正が2011年に行われ、2013年に「障がい者差別解消法」が成立した。2016年3月までにすべての地方議会が手話言語法を日本は制定する必要があると承認した。障がいの領域における手話にかんする圧倒的な支持は、ナショナル/エスニック・マイノリティに言語権を与えることへのためらいと鮮やかなコントラストをなしている(Kimura 2019)。

2.3 “Are “new” minorities or indigenous peoples considered in one of the four categories of minorities (national or ethnic, religious and linguistic) by your Government or Organisation? And if so - which ones?” (Call for Submissions, question 3)

(あなたの政府や組織によって、「あたらしい」マイノリティあるいは先住民族はマイノリティの4つのカテゴリーの一つとして考えられているのか。そしてもしそうであるなら、それはどれに該当するのか。)

2.2節で既述したように、そもそも日本政府は国連が定めるマイノリティ概念やマイノリティに認められている人権を理解していない。当然のことながら、移民や先住民族がマイノリティの4つのカテゴリーに該当するかなどを検討する必要性や意義を認識せず、実際に検討したこともない。

アイヌ民族については、2008年の国会決議によって先住民族として認められ、2019年には「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(いわゆる「アイヌ新法」)が成立した。しかし、欧米諸国では付与されている土地や漁業権などの先住民族としての権利は保障されておらず、多くのアイヌ民族の活動家から批判の声が出されている(Higashimura 2019)。

2.4 “Please provide examples of consultations with minorities on their approach and views as to these distinctions in your country, as well as to the laws and policies that address their rights from the perspective of that distinction.” (Call for Submissions, question 4)

(その区別に関する観点からマイノリティの権利を扱う法律や政策と同様に、あなたの国においてとられているアプローチに関するマイノリティとの協議の例およびこれらの区別に関する見解を提示していただきたい。)

2.2節で指摘したような問題に起因するが、政府はマイノリティのカテゴリーに基づく権利保障に関してマイノリティと協議する機会を設けていない。こうした問題が政府によって検討されてこなかった日本の民族的政治的背景に関するわたしたちの見解を示す。

日本では人種差別撤廃条約委員会から民族構成に関する包括的データの収集を2001年以来、強く求められて続けているものの(CERD/C/58/CRP)、民族集団あるいはエスニシティに関する全国調査は実施していない。そのため、統計データを示すことはできないが、国籍が日本、母語が日本語である日本人(ethnic Japanese)の割合は少なくとも9割以上と推測される<sup>6)</sup>。

このように日本は圧倒的なマジョリティとしての日本人から構成されているうえ、「血統」や「民族としての純血性」を重視する傾向が依然として強い(小熊 1995=2002; 遠藤 2013)。加えて、地方参政権は日本国籍者にしか認められていない。日本による朝鮮半島の植民地支配の結果として日本に暮らすようになった在日コリアンでさえ、日本国籍を取得しない限り、地方参政権を得られない。要するに、外国籍者が政治参加を通じて自分たちの要望や意見を表明し、実現する機会が事実上、閉ざされている。さらに、国籍取得は血統主義であり、審査基準も明示されていない。

こうした民族的政治的文脈は、日本政府がマイノリティの権利保障のための整備を怠ることを許してきたと考えられる。

2.5 “Please provide (legal and non-legal) examples of good practices in the protection of the rights of persons belonging to minorities from these four categories of beneficiaries. Are these practices different for each category?” (Call for Submissions, question 5)

(受益者に関するこれら4つのカテゴリーからマイノリティに属する人々の権利の保護におけるよい実践例(法的および非法的)を提供していただきたい。こうした実践はカテゴリーによって異なるのか。)

現状では、マイノリティに属する人々の権利を保障するよい例を見つけるのは難しい。しかし、2008年に教授言語として日本語手話を用いる公的承認を得た私立ろう学校の設立に至った、日本語手話の権利に対する要求について言及する価値がある。これは、日本の公教育システムの枠組みにおいて、少数言語で教育を受ける初めての事例である(Kimura 2019)。ろう者の事例を検討するなかで、日本における言語権の法的基盤が検討され、練られていった(渋谷・小嶋 2007)。ろう者の事例の経験と議論は、マイノリティの言語権にも実りある形で適用することが可能であろう。例えば、必修科目である「国語」を「手話」と「日本語」に分けるといふ現在なされている実践は、おそらく二言語教育を目指すほかの少数言語にも適応できるだろう。

### 3 国連への提言

日本のようにマイノリティの権利保障のしくみが実質的にほとんど存在しない事例を踏まえ、今後の国連でのマイノリティ概念を明確にする作業のために必要と考えられる4点を示す。

(1) とりわけ、マイノリティの権利保障の歴史やその意義、社会的政治的背景などの知識が乏しい地域でマイノリティの人権保障を実行力あるものにするためには、国連におけるマイノリティ概念を明確にすることが不可欠である。

(2) 「自由権規約第27条」にはなかった「ナショナル」ということばが「1992年マイノリティ権利宣言」には追加されている以上、①「エスニック」と「ナショナル」の概念レベルでの区別の説明を追加する必要があり、②「エスニック・マイノリティ」と「ナショナル・マイノリティ」ということばがそれぞれ、現実にとどのように用いられてきたのか、および、ナショナル・マイノリティとエスニック・マイノリティの権利保護に関する実践的な取り組みについて、たとえ簡潔なものであったとしても、背景となる社会的歴史的文脈を含めた説明を追加することも期待される。

ヨーロッパでは「ナショナル・マイノリティ」ということばが第一次世界大戦後に登場し、「エスニック・マイノリティ」ということばよりも多く使われてきた。「少数民族保護枠組み条約」が欧州評議会によって1994年に採択され、1998年に発効した。この条約の下では、ナショナル・マイノリティと公的に認められると、エスニック・マイノリティよりも優先的にマイノリティとしての権利が保障されている。

こうした取り組みが国連から提供されることにより、ヨーロッパ圏外の加盟国の政府や市民社会もマイノリティの権利の射程や性質、権利保障のために必要な制度・政策などをよりの確に理解できるようになるだろう。

(3) さらに、国連のマイノリティの定義に依拠すればマイノリティとみなされる人々の例示や、この人々をとりまく状況に関する情報を地域別に提供することは有効だろう。これらは、マイノリティが暮らす国の政府の恣意的な解釈を防ぐことにも一定程度、貢献するだろう。とりわけ、英語で書かれた国連の条約や関連文書などから公用語に翻訳をおこなう国や地域では、正文の意味を的確に理解するために素晴らしいレファレンスとなるだろう。

(4) 日本のように、自由権規約などの国際条約を批准しても、条約に定められている整備をおこなわない加盟国には、実行力のある何らかの制度導入が必要と考えられる。人種差別撤廃条約については、加盟国は委員会に2年に一度の報告義務が課され、それに対して委員会からの「総括所見」が出される仕組みが導入されている。しかし、日本の場合、この仕組みはあまり機能していない。国連のより積極的な役割が期待される。

(2020年5月31日)



## 注

- 1) これらは外務省のウェブサイトで見ることができる：<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/index.html> (accessed May 24, 2020)。
- 2) 部落の人々は、1871年に公的に廃止された前代化におけるカースト制度の外に置かれていた (=outcast) 集団の子孫である(廃止後も差別は残っているが)。ほかの日本人とは民族的には同じであり、宗教的、言語的な面で日本人との違いは総じて見られない。
- 3) もう一つの理由は、第二次世界大戦後の日本では総じてアメリカの影響が強いなか、数の少なさやナショナル、エスニック、宗教的、言語的な区別を重視せず、むしろ、差別の経験を重視するアメリカ流のマイノリティ概念の受け入れである(岩間・ユ 2007a)。
- 4) 公定訳は外務省のウェブサイトで見ることができる：[https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv\\_j.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jinshu/conv_j.html) (accessed May 24, 2020)。
- 5) ⑥ヘイト・スピーチ問題については、2016年に「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(いわゆる「ヘイト・スピーチ解消法」)が成立し、施行された。ただし、この法律が保護の対象とするのは「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫」に限定され、アイヌや沖縄の人々へのヘイトスピーチは対象外となるほか、保護対象者は「適法に居住するもの」に限定されている、罰則規定もないなどの大きな限界がある(日本弁護士連合会 2015)。英語訳は法務省のウェブサイトで見ることができる：[http://www.moj.go.jp/ENGLISH/m\\_jinken04\\_00001.html](http://www.moj.go.jp/ENGLISH/m_jinken04_00001.html) (accessed May 24, 2020)。
- 6) 「住民基本台帳」のデータによると、外国籍住民の比率は2019年に初めて2%を超え、2.1%となった。データは総務省のウェブサイトで見ることができる：[https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_gyousei/daityo/jinkou\\_jinkoudoutai-setaisuu.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/daityo/jinkou_jinkoudoutai-setaisuu.html) (accessed May 24, 2020)。

## 文献

- 遠藤正敬、2013、『戸籍と国籍の近現代史—民族・血統・日本人』明石書店。
- Henrard, Kristin and Robert Dunbar, 2009, *Synergies in Minority Protection: European and International Law Perspectives*, Cambridge University Press.
- Higashimura, Takeshi, 2019, “No Rights, No Regret: New Ainu Legislation Short on Substance,” *Nippon.com* (<https://www.nippon.com/en/in-depth/d00479/no-rights-no-regret-new-ainu-legislation-short-on-substance.html>)9 (Accessed 24 May 2020).
- 岩間暁子、2007、「日本におけるマイノリティ」岩間暁子／ユ・ヒョジョン編著、『マイノリティとは何か—概念と政策の比較社会学』ミネルヴァ書房、25-63。
- 岩間暁子／ユ・ヒョジョン編著、2007a、『マイノリティとは何か—概念と政策の比較社会学』ネルヴァ書房。
- 岩間暁子／ユ・ヒョジョン、2007b、「マイノリティをめぐる世界」岩間暁子／ユ・ヒョジョン編著、『マイノリティとは何か—概念と政策の比較社会学』ミネルヴァ書房、1-22。
- 岩間暁子／ユ・ヒョジョン、2014a、「デンマークとスウェーデンにおけるナショナル・マイノリティ政策の現状と課題」『応用社会学研究』56: 241-253。

- Iwama, Akiko and Yu Hyo-Chong, 2014b, “A Comparative Analysis of Minority Concepts in Europe, the United States, and East Asia,” the World Congress of Sociology, International Sociological Association, held in Yokohama, Japan.
- Kimura, Goro Christoph, 2019, “Language Rights” in: Patrick Heinrich and Yumiko Ohara eds., *Routledge Handbook of Japanese Sociolinguistics*, London & New York: Routledge, 389-403.
- Kimura, Goro Christoph, 2020, “The Concept of Minority and Minority Policy in Germany,” *Bulletin of the Faculty of Foreign Studies* (Sophia University), 54: 45-78.
- 日本弁護士連合会、2015、「人種等を理由とする差別の撤廃に向けた速やかな施策を求める意見書」([https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2015/opinion\\_150507\\_2.pdf](https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2015/opinion_150507_2.pdf)) (2020年5月24日アクセス)
- 南出康世編、2014、『ジーニアス英和辞典 第5版』大修館書店。
- 小熊英二、1995、『単一民族神話の起源—「日本人」の自画像の系譜』新曜社 (=2002, *A Genealogy of Japanese Self-Images*, translated by Askew, David, Melbourne: Trans Pacific Press.)
- 岡本雅享編、2005、『日本の民族差別—一人種差別撤廃条約からみた課題』明石書店。
- 渋谷謙次郎／小嶋勇編著、2007、『言語権の理論と実践』三元社。
- スチュアート・ヘンリ、2002、『民族幻想論—あいまいな民族 つくられた人種』解放出版社。
- ユ・ヒョジョン／岩間暁子、(유효중/이와마 아키코) , 2014, “‘마이너리티’란 무엇인가,” 제주대학교 재일제주인센터 (편저) 지음, 재일제주인과 마이너리티 (재일제주인센터 연구총서 2) , 경인문화사, 369-387 (본문) , 576-577 (참고문헌) .